

八王子市公共下水道接続ます設置補助要綱

(平成13年4月1日施行)

改正 平成22年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市(以下「市」という。)が、公共下水道築造工事(以下「工事」という。)を施工する際に、公共下水道接続ます(以下「接続ます」という。)の設置補助を行なうことにより、早期に下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第10条に規定する排水設備の設置を促し、もって公共下水道の利用促進及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において接続ますとは、建物及び敷地内の排水を公共下水道に放流するために設置する配水管等を八王子市下水道条例(昭和41年八王子市条例第9号)第4条に規定する取付管等に接続するために設置するますを言う。

(補助対象者)

第3条 接続ますは、法第9条第1項の規定に基づく公示がなされる前において、市が公共下水道を布設する土地に隣接する土地(道路として使用する土地を除く。)の所有者、使用者又は占有者に対し設置補助を行う。

(補助申請)

第4条 接続ますの設置補助を受けようとする者は、「八王子市公共下水道接続ます設置補助(支給)申請書」(第1号様式)に市長が必要と認める書類を添え、市長に申請するものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類を第6条に定める設置基準により審査し、必要に応じて現地調査等を行うものとする。

2 前項の規定による審査などの結果、公共ますの設置補助を行うべきものと認めるときは、速やかに接続ますの設置補助の決定をし、接続ますの設置をもって交付するものとする。

3 申請者は、接続ますを受けたときは、市長に受領書(第2号様式)を提出するものとする。

(設置基準)

第6条 接続ますの設置補助のために必要な設置基準は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。